

条 件 書

滑 建 第 号
許可年月日 令和 年 月 日

道路管理者 滑川市長 水野 達夫

- 1 申請経路全路線を通行するときは、徐行すること。
- 2 通行時間は、0時から24時までとする。また、混雑が予想される区間を通行する場合は、当該区間の混雑時を避けて通行すること。
- 3 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

※通行の際の注意事項は、下記参照のこと。

【通行の際の注意事項】

- 1 以下に該当する場合には、許可を取消されることがあるので注意すること。
 - 1 条件書に記載された通行条件に違反して車両を通行させたとき
 - 2 申請した経路と異なる経路について車両を通行させたとき
 - 3 申請した車両諸元を超えて車両を通行させたとき
 - 4 その他許可証に記載した事項に反して車両を通行させたとき
- 2 通行にあたっては、常に許可証（添付書類を含む。）を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
- 3 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
- 4 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。また、道路管理者又は道路占用者の指示に従い、応急措置を行い、その後、原形復旧すること。なお、応急措置及び原形復旧等に要した費用は全て申請者が負担すること。
- 5 許可車両の通行により事故が発生した場合は、ただちに道路管理者に連絡し、事故報告書を提出すること。また、第三者に与えた損害等に関しては、申請者において解決すること。
- 6 公設機関、除雪をしない路線があるため、通行に際しては注意すること。
- 7 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、許可の対象とならないので注意すること。
- 8 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。